令和8年度税制改正　消費税

～簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し～

令和8年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直しの概要についてお知らせいたします。

簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

2割特例や3割特例の適用を受けた的確請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の**翌課税期間に係る確定申告期限まで**に、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、**その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができる**こととされました。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和１１年分
個人事業者	2割特例	**3割特例**	**3割特例**	**3割特例適用不可**
法人 （例：１２月決算）	2割特例	**3割特例・2割特例適用不可**		

⇩

令和９年１２月期消費税の確定申告期限（令 和 10 年2月 29 日）までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

⇩

令和 11 年分消費税の確定申告期限（令和 12 年4月1日）までに、簡易課税選択届出書を提出することで、**簡易課税を適用可能**

＜適用時期＞

提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和８年10月１日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

簡易課税の適用を受けるためには、原則、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに選択届出書を所轄税務署長へ提出する必要があります。

令和5年度税制改正の時点では、小規模事業者が2割特例適用後に簡易課税制度へとスムーズに移行できるように配慮する観点から、2割特例の適用を受けた翌課税期間中に選択届出書を提出した場合は、課税期間の初日の前日に同届出書を提出したものとみなす措置が設けられていました。今回、令和8年度税制改正では申告期限までの提出となりました。